⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び就労条件総合調査における民間競争入札実施要項による。

⑷　履行期間　令和５年９月１日（予定）から令和８年３月31日まで

⑸　履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所

⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、下記３⑵に定める期日までに、企画書等（以下「提案書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条により準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　令和04・05・06年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でＡ、Ｂ等級に格付けされている者であること。

⑹　本調査における民間競争入札実施要項に記載する事項の業務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された受託事業者との間で締結される法第20条第１項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により明示することをいう。

⑺　「厚生労働統計調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会」の委員として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。また、本業務の落札者を決定するための評価に係る審査を行う外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。

⑻　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑼　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険

イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険

エ　国民年金

オ　労働者災害補償保険

カ　雇用保険

⑽　プライバシーマーク（ＪＩＳ　Ｑ　15001）、ＩＳＯ／ＩＥＣ27001（ＩＳＭＳ国際規格）、ＪＩＳ　Ｑ　27001（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

⑾　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑿　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。過去１か年分の財務諸表を提出し、経営状態が健全であることを証明すること。また、当該財務諸表には、公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写しを添付すること。

⒀　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

（※）労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、家内労働法（昭和45年法律第60号）、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）

⒁　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

⒂　単独で業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記⑴から⒁までに定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、当該共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類提出期限までに提出すること。

⒃　その他予算決算及び会計法第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　提案書類の提出場所等

⑴　入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室　滝田小百合　電話03―5253―1111（内線7638）

メールアドレスtakita-sayuri@mhlw.go.jp

⑵　提案書類の提出期限　令和５年６月16日16時00分

⑶　提案書類の提出方法　上記⑴あてに郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、提案書類の提出期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

⑷　入札説明書の交付方法　本公告開始日から令和５年６月15日までの間、郵送又は電子メールにて交付する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記⑴の宛先まで送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記⑴まで電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

⑸　入札説明会の日時及び場所　令和５年４月21日10時00分より

於：オンライン

連絡先：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室就労条件係　電話03―5253―1111（内線7639）

E-MAIL　syurou@mhlw.go.jp

参加を希望する場合、開催日の３日前までに上記の連絡先にその旨を電話又はメールで伝えること。なお、３日前までに申し込みのない場合は不参加とみなす。

４　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館16階　厚生労働省労働基準局労災管理課経理係　松本　電話03―5253―1111（内線5445）

⑵　入札書の提出期限　令和５年６月16日16時00分